

福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業 募集要項（第一部）

に関する質問に対する回答 <要求水準書>

No	質問事項	頁	対応頁及び対応部分					質問内容	回答	
			章	節	項					
1	埋設廃棄物の処分	1-2	1	1	6	1	1)	事業計画地の廃棄物層の掘削土を箕島処分場へ搬入する場合においては、処分場の利用手続きに基づき搬入することになると予想されますが、今回事業計画地は元々箕島処分場の安定型産業廃棄物処分場であったことから、サンプリング等の調査は不要との理解でよろしいでしょうか。	掘削した廃棄物を箕島処分場へ搬入する際は、サンプリング等の調査は不要です。	
2	埋設廃棄物の処分	1-2	1	1	6	1	1)	「事業計画地は箕島処分場の埋立完了区画であることから、廃棄物層を掘削する場合は、掘削された廃棄物を箕島処分場に搬入する。また、その費用を負担すること。」とありますが、事業者が負担する費用は掘削した廃棄物の運搬、および箕島処分場での処分にかかる費用と考えてよろしいでしょうか。また、その場合における箕島処分場での処理単価をご教示ください。	前者については、お見込みのとおりです。 なお、箕島処分場の安定型廃棄物処理単価は、1t当たり7,000円(税抜き)を想定しています。	
3	埋設廃棄物の処分	1-2	1	1	6	1	1)	箕島処分場への事業計画地からの掘削廃棄物の搬入量に制限は無いものと理解してよろしいでしょうか。	特段の事情がない限り、搬入量の制限はありません。	
4	埋設廃棄物の処分について	1-2	1	1	6	1	1)	埋設廃棄物上に土砂等の覆いをされた状態が現状地盤であると認識しておりますが、土砂等の覆いの厚さは、一律50cm程度と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
5	一般持込みごみ（もやせるごみ）のうち、新聞、雑誌等の年間搬入計画量について	1-4	1	1	6	2	2	6)	一般持込ごみに含まれる新聞、雑誌、段ボール等の古紙及びスプリング入りマットレス、蛍光灯、使用済乾電池について、月ごとの搬入計画量は、添付資料7-2から7-5にお示しいただいた、過去の実績と同等と想定してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、今後、社会情勢の変化により、搬入量が変動する可能性があることにご留意ください。
6	焼却灰及び飛灰の資源化について	1-4	1	1	6	2	2	8)	「焼却灰及び飛灰の資源化が行えない状況となった場合、運営事業者は自らの責任と負担により埋立処分すること」とありますが、焼却灰及び飛灰の資源化が行えない状況となった理由が、放射性廃棄物の混入等、運営事業者起因でない場合は、別途協議していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	資源化が行えない焼却灰等を処分できない理由を運営事業者が市に対して合理的に説明し、市が特別の理由があると認めた場合においては、別途協議することとします。

No	質問事項	頁	対応頁及び対応部分					質問内容	回答	
			章	節	項					
7	産業廃棄物処理場の廃止届等について	1-6	1	1	1	7		建設場所は「箕島処分場（安定型産業廃棄物処分場）の埋立完了区画」とされていますが、産業廃棄物処分場を廃止した上で建設が可能となるとの理解でよろしいでしょうか。また、処分場の廃止手続きおよびそれに係る調査等は事業者の所掌範囲外と考えてよろしいでしょうか。	箕島処分場における必要な手続きについては、市が関係者と調整しているところです。工事着工までには手続きを終了する予定です。なお、本手続きについては、建設工事請負事業者の所掌範囲外ですが、必要に応じて書類作成等に協力していただくことを想定しています。	
8	廃止手続き	1-6	1	1	1	7		処分場の廃止手続きが完了する時期、および箕島処分場は廃止に向けて事前協議がなされている場合はその状況につきましてもご教示願います。	No.7を参照してください。	
9	安定型廃棄物の受け入れ基準について	1-6	1	1	1	7		箕島処分場の安定型廃棄物(コンクリートがら、がれき)等の大きさ(最大径)の受入基準をご教示願います。また、同基準は受入開始当初から変更されておらず、事業実施用地の埋設廃棄物も同基準のものと考えてよろしいでしょうか。	前者について、廃棄物の大きさに係る受入基準は、最大径30cm以下です。後者について、同基準は受入開始当初から変更されていませんが、本事業用地に埋め立てられた廃棄物についてはNo.13を参照してください。	
10	廃掃法の区域指定	1-6	1	1	1	7		事業計画地は土地の形質変更により生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある区域として廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の指定区域には指定されないものと考えてよろしいでしょうか。	現在のところ、指定されていません。	
11	災害廃棄物について	1-6	1	1	9	1		「災害廃棄物の処理を行える施設とする。」と記載がありますが、災害廃棄物置場は、本事業の敷地以外に計画されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
12	地盤高さについて	1-10	1	1	9	3	4)	「4) 計画地盤高は CDL+6m 以上とすること。」とありますが、「CDL+」が示す地盤高さは添付資料2等に示されている「H=」と同じと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
13	埋設廃棄物の種類と大きさ	1-10	1	1	1	9	3	5)	「事業計画地の地下には埋設廃棄物が存在する」とありますが、埋設廃棄物の種類や大きさなどがわかる資料がございましたら、ご提供をお願いいたします。	がれき類、ガラスくず、陶磁器くず、コンクリートくずで、最大径30cm以内です。受入量などの情報は環境保全公社HPを参照ください。
14	廃棄物の搬送経路	1-10	1	1	1	9	3	5)	掘削した廃棄物の箕島処分場への搬入に際しては、「事業計画地から箕島処分場の計量機まで走行し、計量を行った後、箕島処分場に搬入すること。」とありますが、事業計画地から処分場の計量機までの経路は添付資料3に示された経路によらず、貴市および処分場管理者様とのご協議により処分場内の経路を設定することが可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	質問事項	頁	対応頁及び対応部分					質問内容	回答
			章	節	項				
15	地形データ	1-11	1	1	10	1	1	事業計画地のCADデータをご提供いただけませんか。	提供します。 なお、提供方法、提供日時及び提供場所等は電子メールにて伝えるため、入札説明書「第2章 事務局」に示した電子メールアドレスへ事業計画地のCADデータの提供方法等について問い合わせること。その際、電子メールの件名は「応募者名称：福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業に関するデータの提供方法等についての問合せ」とし、入札説明書「第2章 事務局」に示した電話番号に受理確認の連絡を行うこと。
16	計画地の引渡し地盤レベルと造成履歴	1-11	1	1	10	3		計画地盤高は「CDL+6m以上に嵩上げすること。」と記載がありますが、引渡し時の地盤レベルは、参考資料 報告書【測量編】4-2-1頁 断面位置図に示されている高さと捉えてよろしいでしょうか。他に最新の情報がございましたらご教示願います。併せて、埋立から現況に至る造成履歴をご教示いただけませんか。	前者については、概ねお見込みのとおりですが、現在地盤沈下していることも考慮してください。 後者については、次のとおりです。 1988年（昭和63年）10月11日東側（海側）から埋立開始しました。受入累計量は次のとおりです。 1989（平成元年度）末108千 ³ m 1991年度（平成2年度）末245千 ³ m 1992年度（平成4年度）末329千 ³ m 1994年度（平成6年度）末463千 ³ m 1996年度（平成8年度）末531千 ³ m 2000年度（平成12年度）末613千 ³ m 2003年度（平成15年度）末715千 ³ m 2008年度（平成20年度）末804千 ³ m 2018年度（平成30年度）末890千 ³ m。 なお、2001年（平成13年）4月広島県企業局の受託事業から公社事業に移管しました。
17	開発許可について	1-11	1	1	10	3		計画地盤高をCDL+6m以上に嵩上げするためには現状地盤高より30cm以上盛土する必要がありますが、都市計画法第34条の2の適用により「開発許可」は不要と考えてよろしいでしょうか。	都市計画法第29条第1項第3号の適用により「開発許可」は不要です。
18	全体計画	1-12	1	1	10	6	6)	下水道放流に関し、時間帯の制限がございましたらご教示願います。	時間帯の制限はありません。
19	生活排水	1-12	1	1	10	6	6)	生活排水に関しては、福山市公共下水道へ合併浄化槽処理無しで放流できるものと考えてよろしいでしょうか。	下水道排除基準に適合している排水は、下水道へ放流できます。

No	質問事項	頁	対応頁及び対応部分					質問内容	回答	
			章	節	項					
20	プラント排水、生活排水等の放流先について	1-12	1	1	10	6	5)、6)	「市が新設する下水取付柵(土盛りh=1.0m程度)までの接続工事等」とありますが、ここでいう下水取付柵とは、添付資料4の図面左上にあります下水取付柵と考えてよろしいでしょうか。	添付資料4の図面左上の丸印付近に、今後、新たに市が設置する取付柵が放流先になります。	
21	雨水排水の放流先について	1-12	1	1	10	6	7)	雨水排水の放流先は、添付資料2-2・2-3に記載された新設予定の雨水排水路とし、特定事業契約の締結時(2020年9月下旬)までに別途工事で整備されるものと考えてよろしいでしょうか。また当該排水路は、事業計画地から排水される雨水排水量をすべて処理できる排水路断面を有しているものと考えてよろしいでしょうか。	前者について、雨水排水の放流先は新設予定の雨水排水路ですが、当該雨水排水路は2021年度(令和3年度)中に別途工事で整備する予定です。後者については、お見込みのとおりです。	
22	敷地周辺設備(上水)	1-13	1	1	10	6		「ユーティリティに係る費用(上水の引き込みに係る工事負担金等)は建設工事請負事業者の負担とする」と記載がありますが、上水における工事負担金等は、加入金および給水装置工事手数料を負担するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、加入金に対する権利は、市に帰属するものとします。	
23	敷地周辺設備(工水)	1-13	1	1	10	6		福山市工業用水道条例第11条第1項には「工事は、管理者が行い、これに要する費用は、需要者等の負担とする。ただし、需要者等が工事設計書を提出して管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。」との記載がございますが、本事業においては、建設工事請負事業者が工事負担金を支払うものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、建設工事請負事業者にて工事設計書の提出及び管理者の承認を受けていただくことを想定しています。	
24	計画処理量について	1-14	1	2	1	2	2	1)	2019年7月に公表いただきました要求水準書(案)に関する意見・質問に対する回答No.46にて、2024年度の計画処理量のうち、供用開始(2024年8月1日)以前及び以後の配分についてご教示いただきましたが、2019年10月に公表された要求水準書では計画処理量が144,317tと変更されていますので、改めて供用開始前後の計画処理量をご教示いただけますでしょうか。	2024年度(令和6年度)については、7月31日までの122日間の計画処理量を48,240t、8月1日以降の243日間の計画処理量を96,084tと計画してください。なお、要求水準書【2019年(令和元年)10月23日変更】のp1-14の2.1.2.2項2)及び添付資料6のとおり年間計画処理量を変更します。
25	助燃剤等の搬入日	1-15	1	2	1	2	3	(1)	助燃剤等搬入車の受入頻度は、福山市および府中市からそれぞれ毎日1台程度(合計2台/日程度)を想定すればよろしいでしょうか。	福山市分4台/日程度、府中市分1台/日程度と想定してください。ただし、福山市分については、この台数に加え、既存のし尿処理施設及び中継施設のし渣や清掃時のスカム等が不定期に搬入されます。

No	質問事項	頁	対応頁及び対応部分					質問内容	回答
			章	節	項				
26	機器の調達先について	1-29	1	5	1	4)	①	「海外調達材料及び機器等を使用する場合は次を原則とし、事前に市の承諾を受けること。①本要求水準書で要求される機能(性能・耐用度を含む。)を確実に満足できること。」とありますが、建設工事請負業者が国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働させた実績を有することを条件に、海外での製造をご承諾いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、機器等の故障時に速やかに対応できるよう配慮してください。
27	海外規格材の使用について	1-29	1	5	1	4)	②	「原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。」とありますが、ボイラ非耐圧部材やプラント鉄骨等については国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績があれば成分・強度がJIS規格と同等の海外規格材を海外で調達し使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	JIS等基準と同等であることを証明する資料を提示され、市が承諾した物については可能です。ただし、機器等の故障時に速やかに対応できるよう配慮してください。
28	海外規格材の使用について	1-29	1	5	1	4)	②	「原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。」とありますが、ボイラの耐圧部材に関しては「発電用火力設備の技術基準」で認められているJIS材と同等のASME材を海外で調達し使用できるものと理解してよろしいでしょうか。	JIS等基準と同等であることを証明する資料を提示され、市が承諾した物については可能です。ただし、機器等の故障時に速やかに対応できるよう配慮してください。
29	検査立会場所について	1-29	1	5	1	4)	③	「検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において市が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。」とありますが、お立会い検査に必要な費用を建設工事請負事業者が負担することで海外工場でも検査を実施できるものと理解してよろしいでしょうか。	原則として、請負者による工場検査記録を確認し、国内搬入後検査を行います。
30	検査(試験)成績書による立会検査の代替について	1-49	1	11	1			「指定主要機器、材料の検査及び試験は、市の立会いのもとで行うこと。ただし、市が特に認めた場合には、建設工事請負事業者が提示する検査(試験)成績書をもってこれに代えることができる。」とありますが、貴市にご承諾頂いた検査要領書に基づいて検査を実施することで、検査(試験)成績書を貴市の立会検査に代えることができると理解してよろしいでしょうか。	法定検査など、検査方法が規定されるもの、工事の監理上必要と判断されるもの以外については、お見込みのとおりです。

No	質問事項	頁	対応頁及び対応部分					質問内容	回答	
			章	節	項					
31	証明書の提示による検査及び試験の代替について	1-49	1	11	3				「公的又はこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機器については、検査及び試験を省略できる場合がある。」とありますが、「電気工作物の溶接部に関する民間製品認証規格(火力)」を活用したボイラ製作を行う場合、認証機関の発行する証明書を提出することで検査及び試験を省略できるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	ダンパ点検用蓋	2-6	2	9	9	1	12)		「ダンパの前後いずれかにダンパ点検用蓋を設置すること」とありますが、該当するダンパはダスト等の堆積により動作不良が生じる可能性がある煙道系の自動制御ダンパとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、その他のダンパについても運転・点検・補修に必要な箇所については、ダンパ点検用蓋を設置する計画としてください。
33	その他(変圧器)	2-8	2	9	9	6	8)		変圧器(超高効率等)とは2014年省エネ基準をクリアしたトップランナー変圧器のことと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、今後新基準が提示された場合は新基準を採用する計画としてください。
34	計量機	3-1	3	1	1	1	5)	(5)	市役所に設置する計量データ処理装置について、インターネット開設費用及び月々のインターネット使用料は事業者負担に含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業にて整備・維持管理を行うものについては事業者負担とします。
35	焼却施設プラットホーム有効幅員	3-2	3	1	2	1	6)	(1)	「作業スペースや車両が停車する位置を除いて18m以上確保すること」とありますが、ピットへのごみ投入のために投入扉やダンピングボックス前に停車する車両スペースは18mの内数になるものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、作業スペースや車両が停車する位置などを除いて18m以上確保するよう計画してください。 なお、要求水準書【2019年(令和元年)10月23日 変更】のp3-2の1.2.1項4)(1)有効幅員を変更します。
36	スライドゲート	3-6	3	1	4	5)	5)		「搬入車両が直接投入する可能性がある全てのごみ投入扉に設置すること。」とありますが、助燃剤搬入車両用に投入扉を専用で設ける場合には、当該投入扉にはスライドゲートを設置する必要はないものと考えてよろしいでしょうか。	スライドゲートを設置する計画としてください。
37	ダンピングボックス	3-7	3	1	6	6)	6)	(5)	ダンピングボックス形式を、自らの構造でプラットホームとごみピットを遮断することができる吊り下げ式とすることで、扉又はシャッターを設けない提案とすることをお認めいただけないでしょうか。	扉又はシャッターと同等以上の臭気対策や転落防止措置が講じられる場合は可とします。
38	燃やせる粗大ごみ処理装置	3-10	3	1	9				燃やせる粗大ごみ処理装置で切断するごみは、事業者で選定できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	質問事項	頁	対応頁及び対応部分					質問内容	回答	
			章	節	項					
39	焼却施設用脱臭装置 吸引対象室	3-11	3	1	10	3)	(5)	「本装置は全炉停止時に、ごみピット、プラントホーム内の臭気を吸引し」とありますが、脱臭装置の能力決定に際しては「(5) 吸引対象室」の記載内容に従い「ごみピット」を対象とすることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 要求水準書【2019年(令和元年)10月23日 変更】のp3-11の1.10の文章を変更します。	
40	高圧蒸気だめ	3-28	3	3	8	1	5)	(4)	「減圧弁・安全弁を設けること」とありますが、ボイラ過熱器出口に設置する安全弁にてこれらの機能を満たすものと考えてよろしいでしょうか。	安全が確保でき、電気事業法を満足する設備である場合は可とします。
41	蒸気復水器	3-30	3	3	9	5)	(3)	「夏季3 炉高質ごみ定格運転において、全量タービンバイパス時に全量復水できる容量」とありますが、ここでの夏季とは、外気温度39℃の場合と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
42	通風ダンパ	3-49	3	6	5	4)	(3)	通風ダンパの駆動方式に関して、電動式と記載されておりますが、安全上の緊急自動動作が必要なダンパにつきましては、エア駆動を使用できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
43	風道	3-50	3	6	5	6)	(2)	「塩害対策を講じること」とありますが、屋外設置の風道を対象に実施するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
44	灰搬送装置	3-55	3	7	3	2)		「数量 3基」とのご指定がありますが、本装置につきましては灰押出装装置の採否や機器レイアウトなど、事業者が提案する搬送システムに応じた必要数量を設置するものと理解してよろしいでしょうか。	万一、当該装置でトラブルが発生した場合でも処理が継続できるよう、冗長性を持たせることを前提に可とします。 要求水準書【2019年(令和元年)10月23日 変更】のp3-55の7.3項2)数量を変更します。	
45	灰クレーン	3-67	3	7	9	5)	(2)	「バケット置場と安全通路との往来階段を設けること」とありますが、直通の往来階段設置ではなく、安全でアクセス性のよい別の点検ルートをご提案することを、お認めいただけないでしょうか。	可とします。	
46	プラント用水受水槽	3-70	3	8	3	1)		有効容量に「計画最大使用量の7日分以上」とありますが、再利用水槽におけるご指定に合わせ「災害発生時において7日間以上の自立運転に必要な容量」を確保することで、設計思想を統一するご提案とさせていただけないでしょうか。	可とします。 要求水準書【2019年(令和元年)10月23日 変更】のp3-70の8.3項1)仕様・有効容量を変更します。	
47	排水処理設備 ポンプ	3-77	3	9	3	3	2)	(1)	「交互運転すること」とありますが、水中ポンプの使用環境を考慮し、2基常設とはせずに、1基常設+1基倉庫予備とし、維持管理性を向上させる提案をお認めいただけないでしょうか。	緊急時に速やかに対応できることを前提に可とします。 要求水準書【2019年(令和元年)10月23日 変更】のp3-77の9.3.3項2)特記事項を変更します。

No	質問事項	頁	対応頁及び対応部分					質問内容	回答	
			章	節	項					
48	ごみ固形燃料工場の電気料金について	3-82	3	10	1	1) 8)			建設時及び運営時とも、ごみ固形燃料工場へ供給する電力の電気料金（基本料金・従量料金）は、貴市に負担していただけるものと考えてよろしいでしょうか。また、基本料金については、貴市と協議の上、負担割合を決定させていただくものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	ごみ固形燃料工場の電気料金について	3-82	3	10	1	1) 8)			ごみ固形燃料工場へ供給する電力の電気料金に関し、基本料金の負担割合が貴市との協議により決定となる場合、今回の入札時点でどのように計上すればよいか基準をお示しいただけないでしょうか。	ごみ固形燃料工場分を850kWとして計上してください。
50	ごみ固形燃料工場の電気料金について	3-82	3	10	1	1) 8)			ごみ固形燃料工場への電力供給に関し「負荷容量：最大850kW程度」とありますが、提案売電電力量を算出するために、ごみ固形燃料工場の消費電力量を、運営期間における各年ごとに設定していただけないでしょうか。	今回の入札時点では、「電気事業者系統への逆送電量」+「ごみ固形燃料工場への供給電力量」を送電量として提案することとしてください。
51	データ処理機能	4-17	4	10	2	4	(2)		データ処理機能に「ごみ処理量データ」との記載がありますが、受入・供給設備に「ヤード方式」を採用する提案の場合、「ごみ処理量データ」は「ごみの搬入量データ」にて代替させていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	工事用電力、電話及び水	5-2	5	1	1	1	4	3)	仮設工事用電力および用水につきましては、建設工事請負事業者の負担にて既存インフラから引き込むことを、貴市および周辺施設の所有者様と協議させていただくことは可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	工事に伴う仮設用地について	5-2	5	1	1	1	4	5)	現場事務所・作業員詰所・駐車場及び機材資機材置場等の仮設用地につきまして、建設工事請負事業者の負担において事業計画地外に確保することを、貴市および周辺施設の所有者様と協議させていただくことは可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	工事範囲外の埋設物撤去物	5-1	5	1	1	1	2)	(1)	提示資料以外の地下埋設物撤去のうち、予期しない特に大型のものに限り工事範囲外とされていますが、大型の定義をお示しいただけないでしょうか。また、ご提示いただいた資料から予見できない大型の地下埋設物や、小型であっても大量の地下埋設物が存在した場合には、工期変更ならびに撤去・処分費用についてご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	前者については、協議によるものとします。後者については、お見込みのとおりです。

No	質問事項	頁	対応頁及び対応部分					質問内容	回答	
			章	節	項					
55	工事範囲について	5-1	5	1	1	1	2)	(1)	「提示資料以外の汚染土壌処分」と記載がありますが、貴市からご提示いただいた資料からは汚染土壌の有無が判断できないため、汚染土壌処分に必要な調査・手続き等は事業者所掌とし、万一、土壌の汚染があった場合は、土壌の処分および工事における必要な対策等に掛かる費用、ならびに工期についてはご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	工事排水	5-2	5	1	1	4			地下工事時に生じる地下水や工事中の雨水を排水する場合は、薬剤処理や場外水路等への放流を行わずに、地中浸透ができるものと考えてよろしいでしょうか。場外への排水が必要な場合は、その接続先をご教示願います。	安定型処分場余水池への流入(地下浸透を含む。)が可能ですが、余水池の状況(水位、水質等)に著しい影響を与える場合は、対策を講じていただきます。
57	通風設備室について	5-10	5	2	1	2	2	8)	誘引送風機、押込送風機、・・・の騒音発生機械は必要に応じて専用の室に収納し」とありますが、当該機器を屋内に設置かつ機器自体にラギング材等による防音被覆を施し、さらに敷地境界における公害防止基準値を満足できることを条件に、専用室の設置が省略できるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、作業環境を良好な状態に保つことにも留意した計画としてください。
58	灰クレーン用予備バケツ	5-10	5	2	1	2	2	9)	予備バケツはバケツ置場ではなく、より保管環境のよい別室(倉庫等)にて保管する計画をご提案してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、緊急時に速やかに対応できる場所をご提案ください。
59	残土処分	5-19	5	2	2	2	4)		杭の工法によっては杭残土が発生しますが、杭残土については敷地内自ら使用は可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	公共工事の建設発生土について	5-25	5	3	1	1	4)	(1)	造成工事に関して、「市が無償提供する公共工事の建設発生土を使用すること。」と記載がありますが、受け渡し場所は本事業計画地と考えてよろしいでしょうか。また、搬入時期は本工事の建設工事工程に合わせて調整していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	建設発生土の受け渡し場所は、本事業計画地及び隣接地を想定しています。建設発生土の搬入時期については、可能な範囲で調整しますが、公共工事側の工程が優先されます。なお、造成工事に必要な量のうち、不足分については、建設工事請負事業者で別途、確保する必要があります。
61	公共工事の建設発生土について	5-25	5	3	1	1	4)	(1)	造成工事に関して、「市が無償提供する公共工事の建設発生土を使用すること。」と記載がありますが、建設発生土の土質は盛土に使用可能な通常の土質と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、公共工事の建設発生土については、追加資料1の条件を満たしたものです。

No	質問事項	頁	対応頁及び対応部分					質問内容	回答	
			章	節	項					
62	造成工事	5-25	5	3	1	1		造成工事に用いる土は、市が無償提供する公共工事の建設発生土及び場内の廃棄物層以外の良質土を用い、不足する場合は購入土を用いるとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
63	搬入道路の路床までの完成時期	5-25	5	3	1	3	1)	【添付資料2】にて示される新設予定の搬入道路につきまして、路床工事(別途工事)完了の予定時期をご教示願います。	路床工事(別途工事)完了の予定時期は、2021年度(令和3年度)中を予定しています。	
64	構内道路の舗装仕様について	5-26	5	3	3	2	3)	(1) (2)	舗装仕様について「舗装厚は表層5cm、基層15cm、路盤厚は15cm」との具体的な数値が記載されていますが、上記の数値は設計上守るべき数値と理解すればよろしいのでしょうか。それとも、設計上の参考値として理解すればよろしいのでしょうか。	設計上の参考値と考えてください。 ただし、要求水準書【2019年(令和元年)10月23日変更】のとおり、p5-26の3.3.2項3)(1)①表層を10cmに変更します。
65	構内道路の舗装仕様について	5-26	5	3	3	2	4)	(3)	4)その他に「施工前にCBR試験を実施して最終仕様を決定すること」と記載があります。CBR試験の結果を考慮して最終的な舗装仕様を決定する際に、交通量の区分N3並びに設計CBRの舗装設計条件を満足する舗装構成であれば、「舗装厚は表層5cm、基層15cm、路盤厚は15cm」と異なる層厚になってもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、要求水準書【2019年(令和元年)10月23日変更】のとおり、p5-26の3.2.2項2)①交通量の区分をN ₅ 交通(大型車250台/日・方向以上1,000台/日・方向未満)、3.3.2項3)(1)①表層を10cmに変更します。
66	駐車場の舗装仕様について	5-27	5	3	3	3	4)、5)		舗装仕様について「舗装厚は表層5cm、基層15cm、路盤厚は15cm」との具体的な数値が記載されていますが、上記の数値は設計上守るべき数値と理解すればよろしいのでしょうか。それとも、設計上の参考値として理解すればよろしいのでしょうか。	設計上の参考値と考えてください。 ただし、要求水準書【2019年(令和元年)10月23日変更】のとおり、p5-27の3.3.3項4)(1)表層を10cmに変更します。
67	駐車場の舗装仕様について	5-27	5	3	3	3	6)	(1)	6)その他に「施工前にCBR試験を実施して最終仕様を決定すること」と記載があります。CBR試験の結果を考慮して最終的な舗装仕様を決定する際に、交通量の区分N3並びに設計CBRの舗装設計条件を満足する舗装構成であれば、「舗装厚は表層5cm、基層15cm、路盤厚は15cm」と異なる層厚になってもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、要求水準書【2019年(令和元年)10月23日変更】のとおり、p5-26の3.2.2項2)①交通量の区分をN ₅ 交通(大型車250台/日・方向以上1,000台/日・方向未満)、p5-27の3.3.3項4)(1)表層を10cmに変更します。
68	給水・排水管等の敷設工事について	5-29	5	3	3	7			本施設から、上水・工水本管、下水取付桝までの配管を敷設するにあたり、貴市ごみ固形燃料工場への搬入道路の一部にて埋設配管敷設工事が発生いたします。本工事を行うために道路を通行止めとできる期間や時間帯についてご教示願います。	片側通行が可能であれば、期間及び時間帯の制限はありません。ただし、既定業務に影響する通行止めは原則としてできません。不可避な最低限の対応について、協議が必要です。

No	質問事項	頁	対応頁及び対応部分					質問内容	回答
			章	節	項				
69	ごみ処理手数料の徴収対象	6-9	6	3	3	1)		「家庭系ごみの一般持込は、一定量を超える建具及び畳等のみ料金を徴収する」とありますが、燃やせるごみや蛍光灯の一般持ち込みは、徴収対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	ごみ処理手数料の納付方法	6-10	6	3	3	3)		「営業日ごとに廃棄物の種類ごとに、受入量、手数料等を集計した計算書を市に提出するとともに、原則として翌営業日に指定金融機関へ振り込むこと」とありますが、集計した計算書をご確認いただいた後の振り込み方法は任意であり、専用納付書等のご指定はないものと考えてよろしいでしょうか。	振込み方法は任意です。振込み用紙等については、別途、市と協議が必要です。
71	搬入検査と搬入展開検査について	6-11	6	4	2	7) 8)		「7)運営事業者は、(中略)搬入検査を実施し、」 「8)(前略)市が実施する搬入展開検査に協力すること。」とありますが、運営事業者が行う「搬入検査」および、貴市にて行われる「搬入物展開検査」について、ご想定されている具体的な検査内容をご教示願います。	運営事業者が実施する搬入検査及び市が実施する搬入物展開検査は、どちらも産業廃棄物や不燃物(金属類等)が搬入されないよう検査することを想定しています。
72	回収した資源の資源化	6-15	6	4	9	1) 2)		「運営事業者は、回収した古紙、スプリングマットレス等から選別したスプリング、・・・等の資源化を行う」とありますが、これらの資源物が有価物として事業者が売却できない市場環境となった場合は、貴市とのご協議によりそれらの処分方法を決定するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	回収した資源の資源化	6-15	6	4	9	1) 2)		「運営事業者は、回収した古紙、スプリングマットレス等から選別したスプリング、蛍光灯買い替え時の箱、焼却灰から回収した金属等の資源化を行う」とありますが、これらの資源物の所有権は、施設から資源物を搬出する際に本施設の計量器で計量した時点で運営事業者へ所有権が移転されるという理解でよろしいでしょうか。	これらの資源物の所有権は市にあります。なお、要求水準書【2019年(令和元年)10月23日 変更】のp1-4の1.6.2.2項9)及びp6-15の4.9項4)を変更します。
74	回収した資源の資源化	6-15	6	4	9	3)		「回収した資源物の売却先、有効利用の方法及び売却益について、市に報告すること」とありますが、報告の頻度や報告書類や売却益を証明する書類の添付有無などは、募集要項(第二部)にてお示し頂けるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	質問事項	頁	対応頁及び対応部分					質問内容	回答
			章	節	項				
75	回収した資源の資源化	6-15	6	4	9	4)		「古紙、スプリング、蛍光灯買い替え時の箱等及び焼却灰から回収した金属の売却代金の一部は市に帰属する」とありますが、市に帰属する売却益の割合いや、具体的な売却益の受け渡し方法は、募集要項（第二部）にてお示し頂けるとい理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
76	処理不適合物のリサイクル工場への運搬について	6-16	6	4	10	1)		「運営事業者は、処理不適合物を市のリサイクル工場まで運搬すること。」とあります。本設備からリサイクル工場への運搬が一般道（市道）の走行を伴う場合、運営事業者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条および同施工規則第二条第一項の「その他環境省令で定める者」に該当し、一般廃棄物収集運搬許可がなくとも実施できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	住民からの電話での問い合わせへの対応について	6-27	6	8	8	2)		住民からのごみ分別方法に関する問い合わせ、見学予約受付についての電話対応は、事業者が行うという理解でよろしいでしょうか。その場合、日本語以外に対応すべき言語があればご教示願います。	前者については、お見込みのとおりです。後者については、日本語での対応を基本とします。
78	残渣運搬企業の車両	7-1	7	1	1.2	1.2.2	1)	焼却残渣の運搬に必要な車両等は、残渣運搬事業者が準備すること、とありますが、準備方法には備車も含まれると理解して宜しいでしょうか。	残渣運搬業務の再委託は認められません。
79	新設予定の雨水排水路	添付資料2						雨水排水路に放流する水の水質についての基準、規制をご教示ください。放流基準等遵守することを条件に、建設工事中に発生する工事排水（雨水以外）を、雨水排水路に放流しても問題ないと理解してよろしいでしょうか。	雨水排水路に放流する水については、雨水のみを想定しています。雨水以外の工事排水については、適切に処理していただきます。また、工事に起因して雨水が濁る場合には、濁水対策を行い、放流することとしてください。
80	敷地境界線の種類について	添付資料2	2-2					敷地境界線につきましては、敷地の南面及び西面が道路境界線、北面及び東面が隣地境界線という理解でよろしいでしょうか。	敷地境界線については次のとおり想定していますが、市が関係者と調整しているところであり、変更となる場合があります。 東面、西面及び南面：道路境界線 北面：隣地境界線
81	雨水排水路	添付資料2	2-2					造成計画検討のため、事業用地南側に整備される「新設予定の雨水排水路」の詳細がわかる資料のご提供をお願いします。	当該雨水排水路の実施設計は今年度実施中であり、現時点で提供できる資料はありません。

No	質問事項	頁	対応頁及び対応部分					質問内容	回答
			章	節	項				
82	工事車両の搬出入経路（想定）	添付資料3	3-2					工事車両の搬出入経路（想定）におきまして、想定経路①及び②がございますが、それぞれの計画用途ございましたらご教示願います。	協議により決定することとします。
83	工事車両の搬出入経路の通行可能時期について	添付資料3	3-2					添付資料3-2に示されている想定経路①と想定経路②は常時通行可能と考えてよろしいでしょうか。通行不可となる時期、時間帯ございましたらご教示願います。	前者について、常時通行はできません。後者について、通行不可となる時間及び時期は次のとおりです。 想定経路① 通行不可となる時間 16:45～8:30 通行不可となる時期 土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む） 12月28日～1月3日 想定経路② 通行不可となる時間 16:45～8:30 通行不可となる時期 土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む） 12月28日～1月3日 上記の他、別途協議によります。
84	搬入道路について（参考資料 搬入道路に関する図面 横断面図）	-						<u>処分場入り口から事業用地南側の東西にわたる道路（安定型処分場と管理型処分場の間の道路）は建設工事期間中の事業用地への主な車線動線と考えております。</u> ”横断面図（参考図）”の西側断面図や南側断面図に示される整備の完了時期の見通しにつきましてご教示願います。また、当該整備期間における処分場内の動線の考え方（ごみ固形燃料工場への搬入者など）につきましても、現段階でのご想定をご教示願います。	前者について、当該道路は、当面のあいだ現状のままであり、完了時期は未定です。後者について、当該整備期間における処分場内の動線の考え方は未定です。
85	搬入道路について（参考資料 搬入道路に関する図面 横断面図）	-						路盤・舗装工事が事業者所掌となっている新設予定の搬入路部の断面図（横断面図（参考図）中央部断面図）には車線部の両側に側溝とそれから新設予定の雨水排水路への横断管が図示されていますが、これらは事業者所掌外と考えてよろしいでしょうか。上記の側溝および横断管が事業者所掌となる場合はこれらの詳細（側溝寸法・排水勾配・蓋の材質・耐荷重等、横断管の径・材質、新設する雨水排水路との接続位置など）のわかる資料のご提示をお願いします。	前者について、当該側溝及び横断管の工事は、建設工事請負事業者所掌とします。後者について、当該側溝及び横断管の実施設計は今年度実施中であり、現時点で提供できる資料はありません。

No	質問事項	頁	対応頁及び対応部分						質問内容	回答
			章	節	項					
86	搬入道路について (参考資料 搬入道路に関する図面 横断面図)	-							図面内に6ヵ所の断面が示されていますが、当該断面の位置を平面図上にお示しいただいた資料のご提供をお願いいたします。	追加資料2を参照してください。